

新成人！「儲け話」に注意

「悩みを聞いて月々30万円」「友人を紹介すれば紹介料を」など…。安易に信用しないで！

二十歳になった若者（成人）からの相談件数は、未成年者と比べ急激に増加し、その内容は「サイドビジネス」や「エステティックサービス」に関するものが多く、契約金額も高額です。

特に、「友人やSNSで知り合った人から儲け話をもち掛けられ契約したが、報酬が得られない」など、解約を希望するケースが増えています。

【事例】20歳代 女性 士別市

スマートフォンでSNSを見ていたところ、「相談にのるだけで月々30万円がもらえる」という副業サイトを見つけ会員登録をした。報酬を得るために有料サイトに登録するとポイント料や様々な名目の請求を受け、90万円をサイト事業者に振り込んだ。メール交換を続けるが報酬が得られず解約したい。

【事例】20歳代 男性

中学時代の友人から「いい話がある」と電話があり会った。「海外の不動産に投資し仮想通貨で配当がある」「友人を紹介すれば紹介料を受け取ることができ消費者金融からの借金も返済できる」と説明を受けた。消費者金融4社から総額約130万円を借り投資の代金を友人に手渡した。しかし友人を紹介できず収入が得られない。

【ひとこと助言】

- SNS上で知り合った人を簡単に信用することなく、契約書等をしっかり読み、内容が理解できない場合は、勇気を出してきっぱり断りましょう。
- 「友人を勧誘すれば紹介料がもらえる」などと、身近な友人や先輩、あるいはSNSで知り合った人から勧誘されるマルチ取引（1人が多くの人を紹介することで組織拡大を図っていく取引）は、自分自身も勧誘する側となり加害者となります。その場で契約することなく周りの人に相談しましょう。
- クレジット契約や借金をしてまで必要な契約なのか冷静に考えましょう。
- 契約によっては取り消しや解約ができる場合がありますので、自分で抱え込まず、早めに下記消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

